

令和4年2月22日

桜井市教育委員会 様

桜井市小中学校適正化実施計画策定検討委員会
会長 中西 豊

桜井市小中学校適正化実施計画の策定（桜井東中学校区）について（答申）

令和3年10月12日付け桜教総発第10号をもって諮問された標記のことについて、慎重に審議した結果下記のとおり答申します。

記

はじめに

桜井市小中学校適正化実施計画策定検討委員会では、『桜井市小・中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針』（平成30年3月策定）及び『桜井市立小中学校の規模適正化に向けて（基本計画）』（令和2年3月策定）に基づき、3回の会議を開いて諮問事項に関する議論を重ねた。

1 桜井東中学校区において小中一貫教育を導入する学校（以下「小中一貫校」という。）の設置場所に関する事項

このことについて、次の点に関して検討を行った。

①学校施設・敷地について

- 初瀬小学校敷地は桜井東中学校の体育館や運動場を活用することで教育活動を行うことが可能であるが、両敷地の施設・設備を維持管理するコスト面及び児童生徒・教職員が敷地間を行き来する際の安全面に課題がある。
- 朝倉小学校敷地は活用できる隣接施設がなく、校舎増築やテニスコート整備のための敷地面積が不足している。
- 桜井東中学校敷地は校舎建設や教育活動を行うのに十分な面積を有している。

②災害状況について

- 3小中学校とも学校敷地の一部分が土石流警戒区域に指定されている。また、桜井東中学校敷地は敷地全体が浸水する可能性が指摘されている。
- 土砂災害や浸水の想定に関しては、対策事例を十分に研究し施設設計に反映させることで、防災面に強い施設を目指す必要がある。

以上のことを踏まえ、小中一貫校の設置場所は、現在の桜井市立桜井東中学校敷地が最も適当であると考えます。

2 小中一貫校の開校時期及び開校までのスケジュールに関する事項

このことについて、次のように進められたい。

（1）開校時期

基本計画で示されている「前期計画期間（令和12年まで）」の間に小中一貫校を開校すること。

(2) 開校までのスケジュール

令和4年度	前期実施計画策定 ○前期実施計画（案）を地域に示し、その後に実施するパブリックコメントを踏まえて策定
令和5・6年度	小中一貫教育グランドデザイン策定 ○小中一貫教育の基本理念や教育課程を策定し公表
令和7年度	施設基本構想策定 ○施設基本構想（案）を地域に示し、その後に実施するパブリックコメントを踏まえて策定
令和8年度	小中一貫校推進委員会の発足 ○学校名、教育課程、制服・校歌・校章、通学方法等について検討し、地域・保護者・教職員に説明 小中一貫校の基本設計・実施設計を行う
開校3年前	①桜井東中学校敷地の校庭等の敷地造成工事開始 ①朝倉小学校の校舎改修工事 <※1> (校舎の一部を中学校用施設に改修)
開校2年前	小中一貫校開校準備委員会の発足 ○開校準備、開校式・開校式の実施等について検討し、地域・保護者に説明 中学生の通学校舎変更（朝倉小学校舎・2年間）<※1> スクールバスの運用変更 <※1> ①建物工事開始（～開校前年度末）
開校年度	①旧校舎取壊し及び敷地造成工事 <※2>

① 工事関係のスケジュール

<※1> 現在の校舎を長寿命化もしくは建替える場合に必要となる行程

<※2> 運動場に新校舎を建設する場合に必要な行程

3 小中一貫校の開校に向けた留意すべき事項

このことについて、次の点に関して留意されたい。

- 学校施設の建設にあたっては、児童生徒がより良い教育環境の下で充実した教育を受けられることができるよう、建替えを含め、長期的な視点から十分に検討すること。また、災害発生時において学校施設が避難場所として使用されることを踏まえ、防災面についても十分に配慮した施設とすること。
- 通学方法については、スクールバス運行の充実を図る等、児童生徒・保護者の負担を軽減する措置を講ずること。
- 施設基本構想等の策定及び推進委員会・開校準備委員会等の実施にあたっては、保護者・地域住民と十分に調整を行い、理解と協力の下に進めること。
- 開校後、使用されなくなる学校建物・敷地は、地域の活性化に資するよう有効に活用すること。

おわりに

小中一貫校の開校を進めていくにあたっては、小中一貫校に関する情報や進捗状況について地域住民・保護者を含め広く市民に公表し、未来へつなげる教育環境づくりに向け、桜井市全体で取り組まれるよう心より願っている。